

**令和 7 年度島しょ型エネルギー社会基盤構築事業
(再エネを活用した産業競争力強化調査事業) 業務委託
企画提案公募要領**

沖縄県では、令和 7 年度島しょ型エネルギー社会基盤構築事業（再エネを活用した産業競争力強化調査事業）の実施に係る委託事業者を以下の要領で広く公募する。

1 委託業務の名称

令和 7 年度島しょ型エネルギー社会基盤構築事業（再エネを活用した産業競争力強化調査事業）
業務委託

2 業務目的

沖縄県は、令和 3 年 3 月に、2050 年度脱炭素社会の実現に向け、新たな県のエネルギー計画となる「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」（以下「イニシアティブ」という。）を策定した。また、令和 4 年 3 月には、脱炭素に向けた世界的な潮流や国の動向等を踏まえ、本イニシアティブを改定し、①再生可能エネルギー電源比率、②水素・アンモニア電源比率、③エネルギー自給率の見直し及びアクションプランの強化等を行った。

このような中、県では、本イニシアティブで掲げる数値目標達成に向け、クリーンエネルギー導入拡大に向けた施策展開として、島しょ型エネルギー社会基盤構築事業に取り組んでいる。

一方で、本県の電力系統は、小規模独立系統のため、天候により変動する再エネの出力抑制対策が困難などの構造的不利性により再エネ導入が進みにくい特殊事情がある。

そこで、本業務では、本県の再エネを普及するとともに、産業競争力を強化するため、うるま市洲崎地区を GX 産業立地モデル地域とするための調査を行い、今後の取り組みを整理するとともに、産業振興 CN 推進協議会（仮称）を開催し、島しょ地域における産業振興のためのエネルギー政策の在り方を検討する。

上記の業務を実施する「令和 7 年度島しょ型エネルギー社会基盤構築事業（再エネを活用した産業競争力強化調査事業）」に係る業務を委託する者を選定するために、企画提案を募集する。

3 応募者の資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同事業体とする。

- (1) 沖縄県内に本店又は主たる事務所を設置していること。共同事業体の場合は、構成員のうち 1 者以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 沖縄県が取り組んでいる沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ等について深く理解し、別添仕様書に基づく業務内容を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- (3) 官公庁等行政機関で類似の受託実績があり、想定する業務期間内において、別添仕様書に基づく業務内容を遂行する能力を有すること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。共同事業体の場合は、構成員全員がこの条件を有していること。
- (5) 共同事業体の場合は、構成員で協定を締結すること。
- (6) 共同事業体の場合は、代表する法人が応募するものとする。

- (7) 共同事業体の構成員は、当事業に応募する他の共同事業体の構成員となることはできない。また、共同事業体の構成員は、法人単体で応募することはできない。
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（※）の規定に該当しない法人であること。共同事業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- また、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項に基づく本県の指名停止措置を受けていないこと。共同事業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。共同事業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (10) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。共同事業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (11) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。共同事業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (12) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。共同事業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (13) 労働関係法令を遵守していること。共同事業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (14) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。共同事業体の場合は、代表する法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。

※地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

3 委託する業務の内容

別添の「企画提案仕様書」を参照すること。

4 企画提案上限額

14,890,000 円未満（消費税及び地方消費税込み）

※ 企画提案のために提示する金額であり、実際の契約金額とは異なる。

5 スケジュール

日 程	内 容
公募開始日 ～ 5月2日(金)	公募期間
令和7年4月 21 日(月)15 時(必着)	質問受付期限
令和7年4月 24 日(木)15 時(必着)	参加意志表明書
令和7年5月2日(金)12 時(必着)	提案書提出期限
令和7年5月7日(水)【予定】	一次審査(書面審査)結果通知
令和7年5月9日(金)【予定】	二次審査(企画提案プレゼン)開催日
令和7年5月中旬【予定】	二次審査結果通知

6 質疑応答、参加意思表明書の提出

(1) 質疑応答の提出

- ① 受付期間：公募開始日 ～ 令和7年4月21日(月)15時(必着)
- ② 提出方法：質問は、質問書【様式5】によりメールで提出(電話は不可)
- ③ 送 付 先：沖縄県商工労働部 産業政策課 エネルギー対策班 担当 譜久村 宛
E-mail: <aa055204 (at)pref.okinawa.lg.jp> (産業政策課代表メールアドレス)
※ (at) は@に置き換えてください。
※メール件名に「再エネを活用した産業競争力強化調査事業に関する質問」と記載をお願いします。
- ④ 回答方法：質問事項に対する回答は、産業政策課ホームページに随時掲載する。

(2) 参加意思表明書の提出

本事業の企画提案に参加できる者は、あらかじめ参加表明を行った者に限る。

- ① 受付期間：公募開始日 ～ 令和7年4月24日(木)15時(必着)
- ② 提出方法：参加意志表明書【様式0】によりメールで提出
- ③ 送 付 先：沖縄県商工労働部 産業政策課 エネルギー対策班 担当 譜久村 宛
E-mail: <aa055204 (at)pref.okinawa.lg.jp> (産業政策課代表メールアドレス)
※ (at) は@に置き換えてください。
※メール件名に「再エネを活用した産業競争力強化調査事業の参加意思表明」と記載をお願いします。

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案にあたっては、以下の書類を作成し提出すること。

ア 企画提案応募申請書【様式1】

イ 企画提案書【様式2】

ウ 会社概要書【様式3】 ※直近3期分の決算書及びパンフレットも添付すること

エ 誓約書【様式4】

オ 共同事業体協定書(※共同事業体のみ)

※共同事業体の場合、「ウ 会社概要書」「エ 誓約書」については、構成員毎に作成し、提出す

ること。

(2) 提出方法

企画提案書等の提出は、以下のとおり書類を郵送又は持参することにより受け付ける。ただし、郵送の場合は書留郵便等、記録が残る方法で行うものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

ア 提出期限：令和6年5月2日（金）12:00 ※必着

イ 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県商工労働部 産業政策課 エネルギー対策班 担当 譜久村

ウ 提出部数：（1）に掲げる書類を紙媒体で8部提出すること（正1部、コピー7部）

8 企画提案の審査

(1) 一次審査（書面審査）

沖縄県商工労働部産業政策課において審査を行い、主に応募資格等の確認を行う。ただし、応募者が多数の場合は、一次審査において数社を選定する可能性がある。選定された提案者に対しては、結果及び二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった提案者に対しては、結果のみを通知する。なお、通知は電子メール及び郵送で行う。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

沖縄県に設置する選定委員会において、提案内容等について、選考基準に沿って審査を行い、最も優れた提案者を選定する。（※プレゼンテーション詳細については、一次審査後に通知する）

9 選考基準

- (1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。
- (2) 当該委託業務の遂行に有効な、具体的で実現性が高く優れた手法が提案されているか。
- (3) 当該委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか。
- (4) 当該委託業務の遂行に資する実績があるか。
- (5) 合理的なスケジュールが提案されており、予算の範囲内で適切に経費が見積もられているか。
- (6) その他（次の認証を受けている事業者は、加点対象とする。）※認証状、承認書（写し）要提出
対象となる認証：①沖縄県所得向上応援企業認証制度

②沖縄県人材育成企業認証制度

③沖縄県ワークライフ・ライフ・バランス企業認証制度

④経営革新計画

10 委託契約

最も優れた企画を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、原則として第一位入選者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。

ただし、第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約を行うものとする。

11 その他

- (1) 書類提出等に当たり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者を選定するものであり契約締結を保証するものではない。
- (3) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (4) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出に係る経費、プレゼンテーションへの出席に係る経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- (5) 1 事業者（又は 1 共同事業体）につき、企画提案は 1 件とする。
- (6) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (7) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (8) 支払いについては原則精算払いとする。ただし、特に必要と認められる場合は、一定の金額を概算払いすることができる。
- (9) 令和 7 年度の国及び県の当初予算成立並びに本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした事前準備手続であり、予算成立後かつ交付決定後に効力を生じる事業である。また、国会及び県議会において当初予算案が否決された場合、又は交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しない。
- (10) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。
- (11) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則第 101 条第 2 項

(契約保証金)

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が 1 件 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12 お問い合わせ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（県庁 8 階）

沖縄県商工労働部 産業政策課 エネルギー対策班 担当 譜久村

TEL:098-866-2330

FAX:098-866-2440

E-mail: <aa055204 (at) pref.okinawa.lg.jp>（産業政策課代表メールアドレス）

※ (at) は@に置き換えてください。